

寺子屋バドミントン

《規約》

令和6年4月1日発行
(公財)静岡県スポーツ協会

第1条(趣旨)

この規約は、「寺子屋バドミントン」の運営に関する事項を定めます。

第2条(事務局)

「寺子屋バドミントン」の事務局は、静岡県静岡市駿河区国吉田 5-1-1(公財)静岡県スポーツ協会事務局に置きます。

第3条(管理・運営)

「寺子屋バドミントン」は(公財)静岡県スポーツ協会(以下「県スポ協」という。)が管理・運営します。

第4条(目的)

「寺子屋バドミントン」は、運動に対する理解や関心を深めるため年間を通して①「バドミントン」競技の楽しさを知る②「バドミントン」競技の基本技術を習得する③時間内に学習と「バドミントン」を取り入れバランスのとれた子どもを育成する④静岡県の子供達のスポーツ活動等を支えるために、「寺子屋バドミントン」を実施します。また、指導を行い健全な心身の育成や会員相互の親睦を図りながら自主性や社会性を育て互いを思いやる心を育みます。

第5条(参加者)

参加者は、以下の各項の全てに該当する方とします。また、入会以後に抵触することとなった場合、参加者は直ちに県スポ協に届け出てください。

- (1)「寺子屋バドミントン」の趣旨に賛同される方
- (2)本規約及び運動場利用規則、及びその他県スポ協の指示を遵守することに同意される方
- (3)疾病やそれに伴う感染症等で、医師に運動を禁止または制限されていない方
- (4)県スポ協の会員資格審査によって承認された方

第6条(申込手続)

- (1)参加者となる意思をお持ちの方は県スポ協が定める申込手続を行い、県スポ協の承諾を得た上で、所定の会費を県スポ協に納入してください。
- (2)県スポ協は入会申込手続に対して、承認または不承認を決定します。

第7条(会費)

会費は各期期日までに納入してください。いったん納入された会費はいかなる場合にも返還いたしません。

第8条(遵守事項)

- (1)参加者は教室の秩序を維持し、教室内外においても常に所定のルールを遵守し、別に定める場内管理規定及び指導者等の指示に従ってください。
- (2)参加者は健康管理に注意して体調不良時には参加を見合わせるとともに、活動中に体調の異常を感じた場合は直ちに指導者の指示に従ってください。保護者は参加者の健康管理に注意を配り、同様の処置を促してください。

第9条(会員資格の喪失)

県スポ協は、参加者が当規約に違反した場合や施設内のルールやマナーを守らず、その注意に従わない場合は、参加者資格を一時停止、又は除名することができます。

第10条(事故等の責任)

県スポ協は、会場内の管理に万全を期しますが、参加者が指導者の不注意や施設管理の不備による負傷等を負った場合には、スポーツ安全保険による補償を行います。

第11条(教室の中止)

暴風警報が教室開始の2時間前までに解除されていない場合は「寺子屋バドミントン」を行いません。

第12条

この規約は令和6年4月1日に効力を生じます。